

## 捕獲枠の追加配分について

本年7月から再開した商業捕鯨では、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」から、①本年実施した科学調査での捕獲数、②定置網で混獲された数（5か年平均）、③水産庁留保分を除いた数を、「捕獲枠」として漁業者に配分し、水産庁留保分については、枠の消化状況を勘案して追加配分することとしております。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190701.html>)

この度、10月21日付けで改訂されたミンククジラの捕獲枠のうち、水産庁留保分としていた1頭について、小型捕鯨業者に追加配分することと致しました。追加配分後の捕獲枠は以下のとおりです。

|        | 追加配分前捕獲枠 |       |        | 追加配分後捕獲枠<br>(11月5日付け) |       |        |
|--------|----------|-------|--------|-----------------------|-------|--------|
|        | 母船式捕鯨業   | 小型捕鯨業 | 水産庁留保分 | 母船式捕鯨業                | 小型捕鯨業 | 水産庁留保分 |
| ミンククジラ | 11       | 41    | 1      | 11                    | 42    | 0      |
| ニタリクジラ | 187      | 0     | 0      | 187                   | 0     | 0      |
| イワシクジラ | 25       | 0     | 0      | 25                    | 0     | 0      |

引き続き、捕獲枠等の遵守状況の管理を徹底しつつ、科学的根拠に基づく資源管理を行ってまいります。